

# 令和6年度経営事項審査手引きの 追記項目について

令和6年9月  
栃木県県土整備部監理課  
関口 嵩

[TEL:028-623-2390](tel:028-623-2390)

E-mail: [kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp)



## R5からの主な追記項目

### 郵送経審の受付期限について（P3）

15日が休業日の場合、休業日開けの開庁日に到着していれば当月分として受け付けます。

なお、令和6年12月は3日（火）が郵送締めとなります。  
修正等の締め切りも同月中旬を予定しておりますので、  
御注意ください。

また、令和7年3月は10日（月）が郵送締めとなります。  
修正等の締め切りも同月下旬を予定しておりますので、  
御注意下さい。

## 消費税確定申告書の署名捺印要件の削除（P18）

※国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととなりました。

※よって、令和5年度までありました以下の要件を削除しました。

消費税の確定申告書については、税務署の受付印又は税理士の署名捺印があるもの。e-Taxを利用して申告を行っている場合は、「送信データ受付のメッセージ」（提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの）を印刷したものを添付する。

## R5からの主な追記項目

### 建設機械のダンプ要件の追記（P28）

- 車両形状「キャブオーバ」は対象外を追記しました。

### 解体用機械の要件の追記（P29）

- 解体用機械としては1台のベースマシンにつき1台のアタッチメントまで評価の対象です。
- よって、同一ベースマシンに複数のアタッチメントを付け替える場合は、複数のアタッチメントの特自検記録表があっても「1台分の評価」となります。また、アタッチメント単独では評価となりませんので、御注意ください。

## R5からの主な追記項目

### ダンプの更新と車検証について（P29）

・新しい車検証に更新する際、前の車検証は返却してしまいますので、審査基準日以降申請日までに車検を受ける車両がある場合は、忘れずにコピーを取っておいてください。

※原則として、更新後の車検証単独では審査基準日時点の所有状況が確認できませんのでお認めできません。

※前の車検証のコピーを取り忘れてしまった場合は、個別に監理課に御相談ください。

## R5からの主な追記項目

### 技術者の常勤性について（P32）

・役員でない方で労働者として他の従業員と同等の勤務であるにも関わらず、地域別最低賃金額(時間額)を明らかに下回る給与の方は労働基準法違反の恐れがあるため、常勤性はお認めできません。

※例えば許可取得時は十分な給料を受けていたものの、年金支給開始に伴う本人からの申出により5万円8万円など、およそ常勤として認められない程度まで給与を下げた非役員の方が該当。

※許可申請時は保険証で認められていたが、標準報酬月額通知書により給与月額が判明するケースが多い。

## R5からの主な追記項目

審査基準日時点で有効な監理技術者証（P34）

※令和7年4月1日以降の申請から厳格化します。

- 有効期間内であること
- 審査を受ける工種が有効である（「1」）こと。

※特に平成28年度に新設された解体業について、「0」のままになっている場合が見受けられます。（一財）建設業技術者センターに追加申請の手続きが必要となりますので、お気を付けください。